

## 生徒心得

- 正義を愛し,誇りと自律心をもって行動するように心がける。
- 常に目標を確かめつつ,自己実現のため,熱意をもって一日一日を,大切に過ごすように努める。
- 集団生活の向上をめざすことが人の道である。相手を思いやり,自己のもてるものを人のために役立てることができる人間になれるように努める。

## 生活に関すること

### I 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。必要のあるときは,学級担任の許可を受け,外出許可証を携帯する。
- (2) 下校時刻(16:50)以後は,部活動等必要な場合以外は学校に居残らない。
- (3) 無断で欠席,欠課,遅刻,早退をしない。やむを得ない場合は定められた手続きをとる。
- (4) 予習・復習に努め,授業に真剣に臨む。教科書を学校に放置したり,人から借りたりしない。
- (5) 考査は公明正大な態度で臨む。考査中は筆記用具以外は定められた場所におく。
- (6) 考査期間の放課後は,校内に残らない。放課後勉強をする生徒に対しては,教室を指定する。
- (7) 部活動に積極的に参加し,自己の能力の伸長を図る。

- (8)校舎校具等の使用の際、あやまって破損した場合は、直ちに学級担任又は顧問、事務室に申し出て指示に従う。
- (9) 携帯電話やスマートフォンなどの情報端末機については届出制とし、校内への持ち込みを許可する。原則として校内での使用を禁止する。
- (10) タブレットの使用については、授業以外の目的で使用しないこと。
- (11) 次の活動をするときは、学級担任又は部顧問等を通して、学校長の許可を受ける。
  - ① 学校内で集会をするとき。
  - ② 本校生徒以外の者と校内で会合し、又は競技等を行うとき。
  - ③ 学校内でポスター、ビラ等を掲示配布するとき、金銭を集めるとき又は諸種の刊行物、切符等を売ったり、あっせんする必要のあるとき。
- (12) 学校納金は、定められた日までに納入する。期日内の納入が困難な場合は定められた手続きをとる。

## 2 校外生活について

- (1) 外出の際は、制服又は高校生らしい服装とする。夜間（日没後）の外出及び外泊はしない。やむを得ない場合は保護者同伴で外出する。
- (2) 映画は許可された映画だけとする。
- (3) カラオケは、高校生入場許可店舗に限る。  
(在室を 19 時までとする)
- (4) ゲームセンター、ゲームコーナー、その他の遊技場(ビリヤード、コインゲーム、ダーツ、ガンコーナーなど)への入場は禁止する。

- (5) マンガ喫茶, インターネットカフェへの入場は禁止する。
- (6) 次については学級担任へ届け出る。
- ① 校外の諸団体への加入や諸集会への参加。
  - ② 住居・下宿等の変更。
- (7) 次については, 保護者連署で学級担任, 係職員を通して, 校長へ届け出る。
- ① 旅行・登山・キャンプ
  - ② テレビ, 雑誌等出演
  - ③ アルバイトは届出制とし, 条件を満たした生徒のみ許可する。
  - ④ 単車免許取得及び通学は原則として禁止されているが, 最寄りの駅やバス停までに通学上, 支障となる問題がある場合は特別に審議する。
  - ⑤ 自転車通学(2 km 以上)
  - ⑥ 身分証明書(生徒証明書)再発行
  - ⑦ インターンシップ, ボランティア等への参加
- (8) 飲酒, 喫煙, 薬物吸引その他当然禁止されていることは絶対にしてはならない。(ノンアルコール飲料, 電子タバコも含む)
- (9) 正しい交通マナーを身に付け, 自己の安全をはかり, 他人に迷惑をかけないようにする。
- (10) 事故(被害・加害)が起きた場合や補導された場合は, 直ちに保護者及び担任に連絡する。

## 服装に関する規定

本校は、普通科・商業科・情報処理科・体育科の4学科で構成され、進路目標も様々である。就職・進学の際、すべての生徒が目標達成する為に、服装に関する規定には厳しい基準を設けている。

### 1 制服

- (1) 学校指定の制服とする。
- (2) 制服は絶対に改造しない。
- (3) スカートの長さは、膝が隠れる程度とする。スラックスは、裾を踏まない長さとする。
- (4) 男子(スラックス着用時)は校章入りのタイピン・組章、女子(スカート着用時)は校章・組章を必ずつける。

### 2 靴

- (1) 通学用靴は、白の紐付き運動靴または黒色の革靴とする。ヒールの高い革靴やハイカットシューズは禁止する。
- (2) 体育用の靴は別に定める。

### 3 靴下

- 男子 白色無地のもの  
(くるぶしが完全に覆われているものとする)
- 女子 夏・・・白色無地のソックス  
(くるぶしが完全に覆われているものとする)  
冬・・・白色無地のソックス又は黒のタイツ

#### 4 頭髪

男子の頭髪について

- (1) 自然な状態(分けたり, 上げたりしない)で耳, 眉, 肩, 襟にかからない。
- (2) オールバック・パーマ・ツーブロック・アシンメトリー等の奇抜な髪型や流行カット(マッシュルームカット等)・脱色・染色などは認めない。
- (3) 整髪料は使用しないこと。

女子の頭髪について

- (1) ネックポイントを越える長さのものは結ぶ。おたんごヘアは禁止する。  
(ゴムの色は, 黒・紺・茶色で, 幅 1.5cm 以下とする。)
- (2) パーマをかけたり, カールや編み込みを施したり, 極端な段カットや染髪は禁ずる。
- (3) 前髪は眉を越えない。触角ヘアは禁止する。
- (4) 整髪料は使用しないこと。

#### 5 その他

- (1) 手袋は, 10月1日~3月31日まで登下校時の着用を認め認める。脱靴場で着脱すること。色は, 黒・紺・茶・灰・白のいずれかとする。
- (2) コートは特に指定はしない。華美でないものを着用する。着用可能期間は, 10月1日~3月31日で, 登下校時の着用を認める。脱靴場で着脱すること。
- (3) セーター(学校指定のものは, 10月1日~3月31日まで着用を認める。着用に際しては, 袖口・腰からはみ出さないこと。なお, 着用可能期間は, セーターのみの登下校を認める。

- (4) マフラー・ネックウォーマーは、10月1日～3月31日まで登下校時の着用を認める。脱靴場で着脱すること。色は、黒・紺・茶・灰・白の無地(単色)とする。
- (5) 通学カバンの種類については、特に指定しない。ただし、教科書等が全て入る大きさのものを使用すること。リュック式のものを使用する場合には、30L程度の容量が望ましい。
- (6) 校内(屋内)では、本校指定のスリッパを使用する。
- (7) ベルトの色は黒とし、幅の極太・極細はさける。
- (8) ヘアピンの色は黒・紺色とし、その幅は1cm以内とする。
- (9) 正当な理由で規定の制服を着用できないときは、異装許可を受ける。
- (10) ひざ掛けの使用は届け出制とする。ただし考査時の使用は禁止する。
- (11) 所持品には全て記名し、紛失又は拾得物は、教師か週番に届け出る。
- (12) 制服の更衣期間は特に定めない。気候等を各自で判断して着用すること。ただし、指定日(入学式・卒業式・始業式・終業式等)には、学校から指定された制服で登校すること。

# 男子

- 頭髪
- 1. 前髪の長さ：前髪が眉にかからない
  - 2. 横髪は耳にかからない。
  - 3. 後髪は襟の肩にかからない。
  - 4. 額を剃り込んだり，毛を抜いたりしない。染色等加工しない。

眉：剃ったり，抜いたりしない。  
 耳：ピアス，イヤリングはしない。

組章は夏服，中間服は左ポケットの1/3内側につける。

ネクタイピン  
 (校章入り)

- 制服
- 1. 絶対に改造はしない。(上衣，ズボン)
  - 2. 改造の必要がある時は，事前に許可を得る。

- ベルト
- 1. 黒で極太極細でないもの。
  - 2. 模様，飾物つき，金属製はしない。

時計：バンドが派手にならないこと。

ズボン：指定店以外では購入しない。

スリッパの記名 (例)

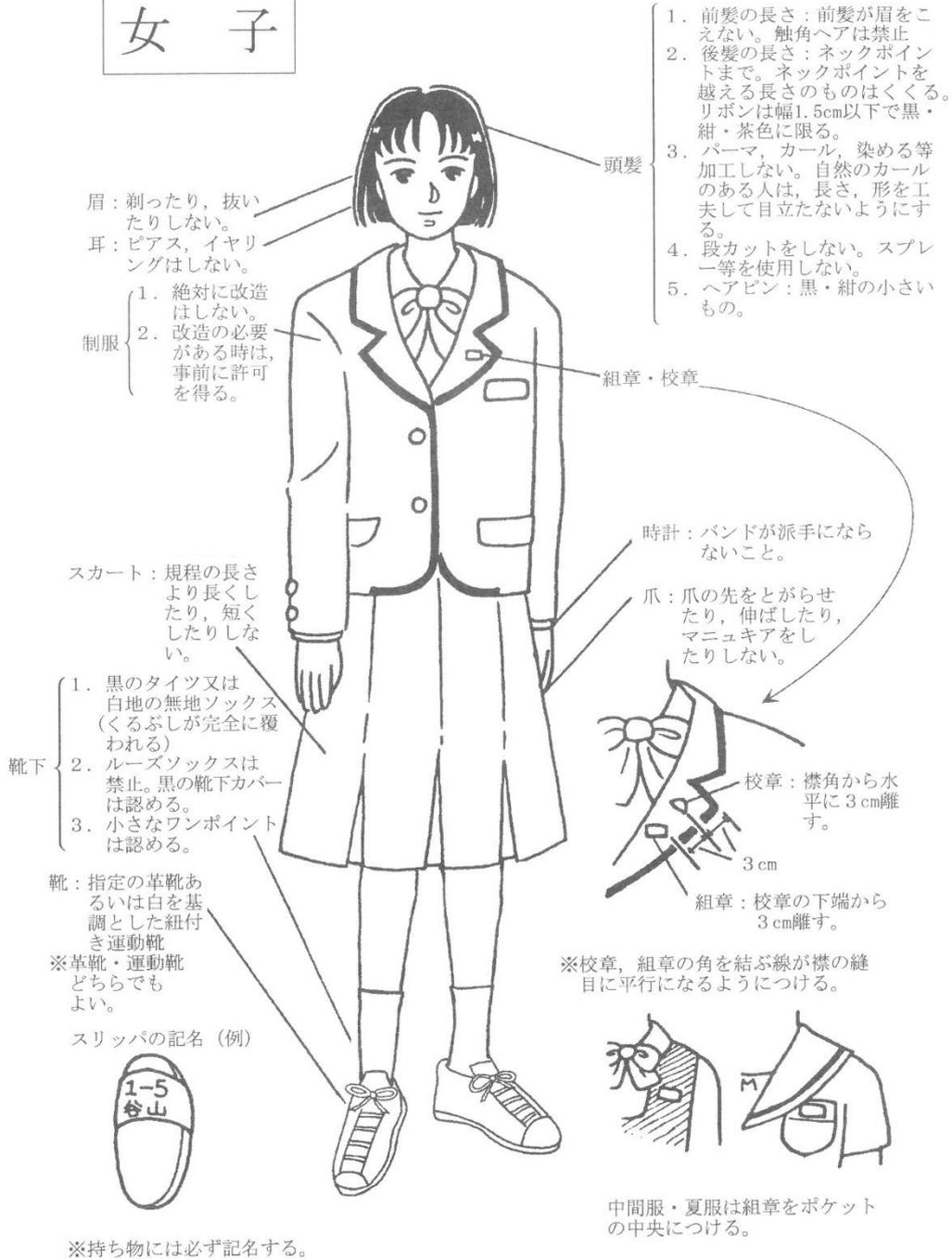


- 靴下
- 1. 白地無地のもの (くるぶしが完全に覆われる)
  - 2. 小さなワンポイントは認める。

靴：指定の革靴あるいは白を基調とした紐付き運動靴  
 ※革靴・運動靴どちらでもよい。

※持ち物には必ず記名する。

# 女子



1. 前髪の長さ：前髪が眉をこえない。触角ヘアは禁止
2. 後髪の長さ：ネックポイントまで。ネックポイントを越える長さのものはくくる。リボンは幅1.5cm以下で黒・紺・茶色に限る。
3. パーマ、カール、染める等加工しない。自然のカールのある人は、長さ、形を工夫して目立たないようにする。
4. 段カットをしない。スプレー等を使用しない。
5. ヘアピン：黒・紺の小さいもの。

眉：剃ったり、抜いたりしない。  
 耳：ピアス、イヤリングはしない。

制服

1. 絶対に改造はしない。
2. 改造の必要がある時は、事前に許可を得る。

スカート：規程の長さより長くしたり、短くしたりしない。

- 靴下
1. 黒のタイツ又は白地の無地ソックス（くるぶしが完全に覆われる）
  2. ルーズソックスは禁止。黒の靴下カバーは認める。
  3. 小さなワンポイントは認める。

靴：指定の革靴あるいは白を基調とした紐付き運動靴  
 ※革靴・運動靴どちらでもよい。

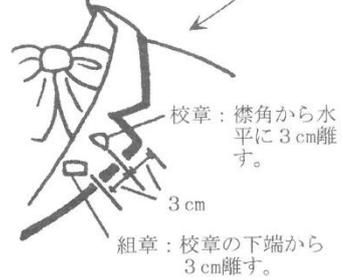
スリッパの記名（例）



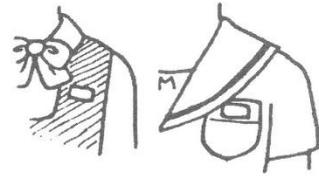
※持ち物には必ず記名する。

時計：バンドが派手にならないこと。

爪：爪の先をとがらせたり、伸ばしたり、マニキュアをしたりしない。



※校章、組章の角を結ぶ線が襟の縫目に平行になるようにつける。



中間服・夏服は組章をポケットの中央につける。

※スラックス着用時は、ネクタイの着用を認める。

## 通学に関する規定

### 1 自転車通学について

(1) 自転車通学は、次の条件に該当し、所定の手続きが完了した生徒に許可する。

- ① 自宅からの通学距離が学校まで片道2km以上の者(詳細はP12参照)
- ② 部活動に所属する者で、顧問の許可を得た者  
ただし部活動練習の大半を、第2グラウンドや学校外の施設で行う部活動に限る。  
(野球・サッカー・男女硬式テニス・男子ソフトテニス)

(2) 使用する自転車は、次の規定による。

- ① 折りたたみ自転車、マウンテンバイク等は認めない。
- ② ハンドルの型は標準タイプのものとする。イーグルハンドルやドロップハンドル、および極端に変形した安全運転上危険と考えられる型は認めない。
- ③ 荷台は必ず設置する。なお、金属製のものとする。
- ④ 雨カッパを必ず購入し、雨天時の際は必ず着用する。  
※ 傘さし運転は、道路交通法違反であり厳禁。
- ⑤ 安全運転上必要な装備(ライト、ブレーキ、2重ロック(本体の鍵とワイヤー錠))が整えられているとともに、防犯登録をしている自転車とする。
- ⑥ 電動アシスト自転車は、上記の①～⑤の規定を満たす場合のみ許可する。
- ⑦ スタンドは両足スタンドとする。

- (3) 通学用ヘルメットを購入し 必ず着用すること。
- (4) 通学カバンは荷台に括ること。(リュック式の場合には、背中に背負うか、荷台に括る)前カゴに重たいものを入れないこと。
- (5) 自転車は、指定された駐輪場に整然と、他の利用者のことを考えて駐輪すること。
  - ※ 校内では必ず降車すること。
- (6) 交通法規及び交通ルールを遵守し、常に他の通行者に注意を払うこと。(マナーを守る)
- (7) 次に該当する場合は、自転車通学許可を取り消す。
  - ① 法律や校則を遵守できない者
  - ② マナーを守れず再三指導を受ける者
  - ③ (1)の②に該当する者で、部活動を退部又は引退した者
- (8) その他
  - ① 長距離の自転車通学は、交通事故に遭う確率が高くなるので、許可しない場合もある。体力面や精神面、その他の危険性も考慮して、他の交通機関を利用する。
  - ② P T A 連合会総合保障制度、もしくは他の自転車保険に必ず加入していること。
- (9) 自転車通学許可の手続き
  - ① 自転車通学の許可を希望する生徒は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入して担任へ提出する。
  - ② 担任の指示に従って自転車で登校し、指示された日に車体検査を受ける。

- ③ 上記(8)の②の保険に加入し,車体検査に合格した自転車のみ,許可を与える。検査に合格しない自転車で  
の登下校は校則違反である。
- ④ 許可車両には,許可証のステッカーを貼る。
- ⑤ ステッカーの代金については,学級費より徴収する。

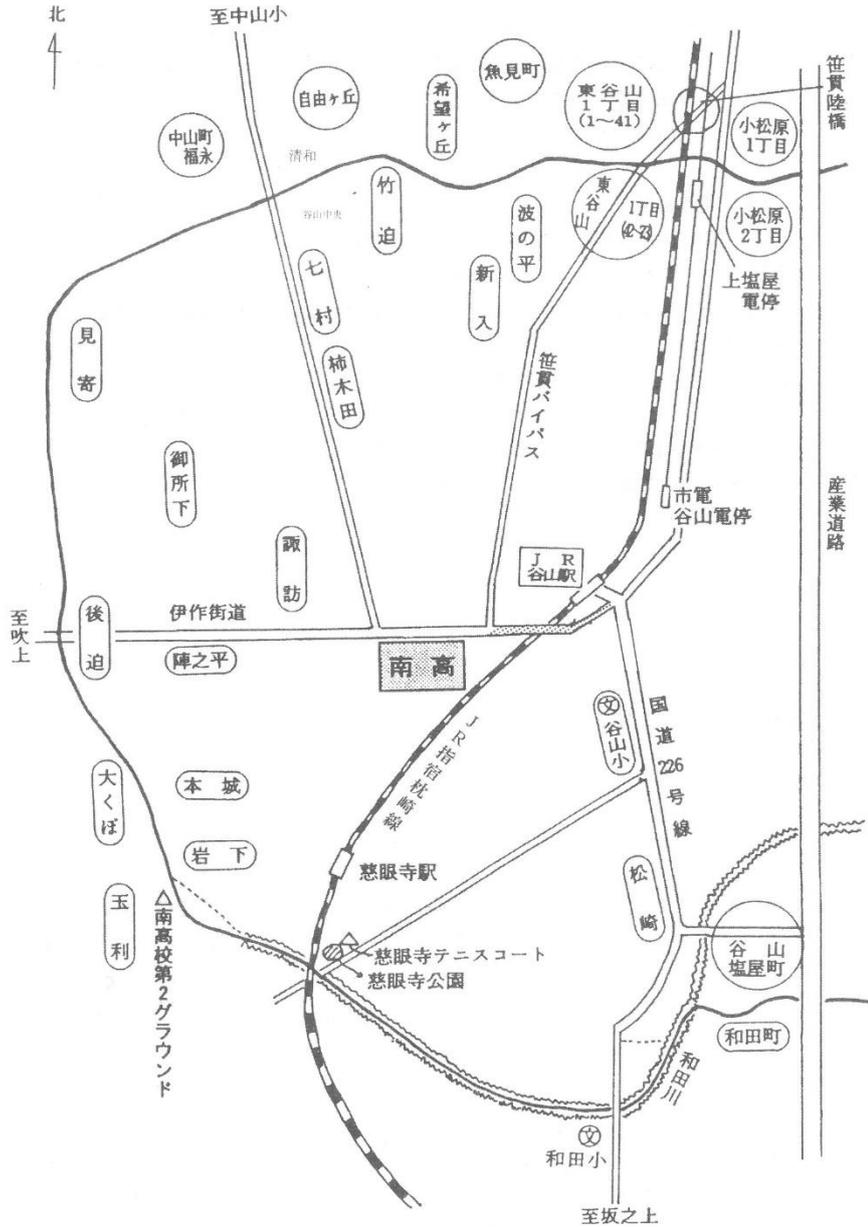
## 2 バス・列車,電車通学について(一般的な注意事項)

- (1) 遅刻しないように時刻表を調べ,時間に余裕をもって登校する。土曜日や日曜日,祝日に登校する場合は特に気をつける。
- (2) 乗車中は,他の利用者を常に意識し,静粛に秩序正しく行動する。座席に荷物を置いて独占したり,車両を汚したり,迷惑行為をしてはならない。
- (3) 乗車したら,入口付近に立たずに中へ詰める。他の利用者の乗降の支障になってはならない。
- (4) 座席は,優先席に限らず,年配者や妊婦,肢体不自由者へ譲る。
- (5) 通学定期券は,定められた使用期間・使用区間で正しく使用する。不正使用は違法行為である。
- (6) JRや市電の線路内に立ち入り,線路に沿って進行してはならない。公共交通機関の運行を妨げた場合,高額の賠償金を支払うことになる。

## 自転車通学を許可されない範囲

以下の地図の太枠内に自宅がある者は、原則として自転車通学を許可しない。

(高校から2km以内の範囲)



## 生徒会申し合わせ

私たちが校則を守り、生徒会の決定等に従わなければならないことはいうまでもないが、同時に学園の建設と校風の樹立には、私たちの自主的・積極的な学習や行動が、重要な役割を担っている。私たちは自分の役割と責任の大きさを自覚し、ここに私たちの心得を申し合わせ、共同の責任を分かち合うことを決意する。

- 1 常に本校生徒としての自覚をもち、責任ある言動を心掛ける。
- 2 言葉づかいなど礼儀を重んじ、明るく爽やかに挨拶を交わす。登下校の際、校門では立ち止まり礼をする。
- 3 常に勉学に励み学力の向上をはかる。
  - (1) 始業10分前までに登校する。
  - (2) 始業2分前に着席し、授業中は真剣な態度で学習する。
  - (3) 学用品など忘れないように注意し、許可された物以外は学校に置いて帰らない。
- 4 校舎内では努めて静かにする。
- 5 自ら進んで美化に努める。
- 6 友達との交際は高校生の本分をわきまえ、お互いの人格を尊重し、互いの向上につながるものとする。
- 7 生徒総会など諸会合においては、速やかに、かつ静かに集合し姿勢を正し、不謹慎な言動を慎み、真剣に討議する。
- 8 地域社会の一員としての自覚をもち、奉仕活動等に積極的に参加する。

令和元年5月27日改正